

# 陳述書

平成二十七年 月 日

大阪府監査委員 御中

平成二十七年七月二日付けで提出した大阪府職員措置請求書(以下請求書)ならびに平成二十七年八月十一日付けで提出した請求書の補正による今次請求について、下記の通り補足説明します。

## 1. 背景

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(一九七二年十一月十六日国際連合教育科学文化機関第十七回総会採択)にみる通り、本来「世界遺産」とは、文化及び自然遺産の破壊・損傷を防ぐための国際的保護を主旨とする制度です。しかるに平成四年に同条約を批准した我が国では、こうした本来の主旨よりも、「国宝・史跡などの国内制度より格上の世界的格付け」といった認識のもと、国内外の世界遺産を取り上げるメディアの企画の好評や、世界遺産に登録された物件に多くの観光客が殺到する現象等もあり、「観光資源に対する世界的お墨付き」という理解が一般化し、外国から評価されることを無上の喜びとする国民性も相俟って、国内各地域からの世界遺産登録ラッシュ・立候補ラッシュを招来しました。

また、国宝・重要文化財等が文化庁文化審議会による一方的(自薦によらない)指定であるのに対し、世界遺産の国内候補は、当該物件が所在する地方公共団体の自薦するものから選定されるため、著名な文化・自然資産を擁する全国の地方公共団体が、「〇〇の世界遺産登録」を行政方針として掲げることとなりました。

## 2. 国内選考の重要性

平成二十七年七月五日、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、国際連合教育科学文化機関(以下ユネスコ)世界遺産委員会での審議を経て、世界文化遺産に登録されましたが、過去に日本政府がユネスコに推薦した世界文化遺産の登録候補は、現時点での唯一の例外「武家の古都・鎌倉」を除き、多少の曲折はあるにせよ登録に至っています。

曲折があったものとしては、「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、ユネスコの諮問機関・国際記念物遺跡会議(以下イコモス)から「記載延期」勧告を受けましたが、日本政府の巻き返し工作が功を奏して世界遺産委員会での逆転登録を果たし、「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」は、イコモスの「記載延期」勧告を世界遺産委員会でも逆転できなかったものの、三年後に「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」として推薦し直したうえで、登録を実現しています。

日本政府が世界文化遺産候補として推薦したものとしては唯一イコモスから「不記載」勧告を受けた「武家の古都・鎌倉」は、世界遺産委員会で「不記載」が決議されると二度と推薦できなくなることから、その前に推薦を取り下げ、現在も再推薦に向けて準備をすすめています。

このように、世界文化遺産への登録を実現するためには、日本政府が一年に一件ずつユネスコに推薦する登録候補に、国内での審査で選ばれることが最も決定的であるといえ、多くの国内候

補が政府推薦候補の座をめぐって競いあっていることから、最も難関であるともいえます。

現在、日本国内で世界文化遺産候補とされる「国内暫定リスト」には、十件が記載されています。このうち「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」「国立西洋美術館・本館」については、既にユネスコへの推薦が行われています（「国立西洋美術館・本館」は「ル・コルビュジエの建築と都市計画」の構成資産として、フランス政府の推薦枠で推薦）。また「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、平成二十七年七月二十八日の文化審議会においてユネスコへの推薦が新たに決定しました。いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」を含む残り七件が、「一年に一件」の政府推薦候補を目指して競っているのです。

### 3. 国内選考を行う公職者

日本政府がユネスコに推薦する世界文化遺産登録候補は、文化庁によって選定されますが、実際の審査は、文部科学大臣及び文化庁長官の諮問機関である文化審議会の世界文化遺産・無形文化遺産部会で行われます。

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会内には世界文化遺産特別委員会が置かれ、さらにその中に推薦候補選定小委員会が置かれています。こうした場に集う大学教授などの有識者・専門家が、学術的・専門的かつ公正・中立な立場から審議を行い、ユネスコへの推薦候補を選考することとされており、直近では、平成二十七年七月二十八日の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会において、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」を平成二十九年度の世界文化遺産登録を目指す政府推薦候補として決定（いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」は平成二十五年につづき「落選」）しています。請求書記載の三名は、これら公的機関に委員として名を連ねる公職者です（請求書別紙事実証明書証拠二番・三番・四番）。

### 4. 公正な選考を歪める利益供与

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則（平成二十四年四月二十三日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）第四条第二項に「委員及び臨時委員は、世界遺産条約第十一条の一に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき資産の候補、世界遺産条約第十一条の二に基づきユネスコ世界遺産委員会が作成する『世界遺産一覧表』に記載されることが適当と思われる資産の候補、及び無形文化遺産保護条約第十六条一に基づき人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない」とある通り、世界文化遺産国内候補の選定にあたって各委員は、個別の案件及び案件を自薦する地方公共団体との利害関係に基づく審議行動をとることのないよう強く要請されています。請求書記載の三名に対する、請求書記載の大阪府による財務会計行為は、期待される公正・中立な世界文化遺産国内候補選考を歪める癒着志望の利益供与に他なりません。

以上

請求人

（略）